

富良野広域連合
危険物製造所等の廃止の届出に係る運用指針

(目的)

第1条 本指針は、消防法第12条の6（製造所等の廃止の届出）及び危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）第8条（製造所等の用途廃止の届出書）により規定されている製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の廃止に係る基準について、火災予防上必要な措置及び基準の細目について定め、安全に製造所等を廃止することを目的とする。

(事前相談)

第2条 製造所等を廃止しようとする時、施設等の撤去工事を伴う場合には、火災予防上必要な措置を講じたうえで施工することが必要であるため、製造所等の所有者、管理者、又は占有者（以下「所有者等」という。）は、製造所等の廃止に係る工事を開始する前日までに、消防本部予防課に工事の安全管理等について相談するものとする。

(届出等の受付及び受理)

第3条 製造所等の用途を廃止した時は、製造所等の所有者等は消防法第12条の6に定めるところにより、危規則第8条に定める届出書（以下「届出書」という。）に次条に定める書類を添付し、遅滞なくその旨を富良野広域連合長に届け出るものとし、富良野広域連合長は行政手続法第37条に基づく書面審査を行い、届出を受理する。

(添付書類等)

第4条 届出書の添付書類等は次の各号に定めるものとする。なお、届出者の都合により添付書類等の一部が不足する場合については、その理由を記載した理由書（任意様式）を添付書類に代えて提出するものとする。

- (1) 製造所等完成検査済証の原本
- (2) タンク検査済証原本（容量が指定数量以上の液体の危険物を貯蔵し又は取扱うタンク（以下「液体危険物タンク」という。）を有する製造所等に限る。）
- (3) タンク検査済プレート（液体危険物タンクを有する製造所等において、取り外し可能な場合に限る。）
- (4) 廃止工事施工前後の状況を撮影した記録写真
- (5) 当該製造所等の関係者の代理人が届出書を提出する場合は、関係者及び代理人の関係を記載し、双方が記名押印した委任状

(廃止方法)

第5条 製造所等の廃止方法については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 液体危険物タンク及び配管は内部の危険物を完全に除去し、可燃性蒸気が残留しない措置をとること。

(2) 液体危険物タンクのタンク検査済プレートを取り外すこと。(取り外し可能な場合に限る。)

(3) 液体危険物タンク及び配管等の解体を行う場合は原則火気を使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は、消火器の準備及びガス検知器による安全確認後に使用する等安全対策を十分実施して行うこと。

(4) 地下貯蔵タンクを保有している製造所等を廃止する場合については、地下貯蔵タンクの処理は次の方法によること。

イ 「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針」(平成3年7月11日消防危第78号)に基づき内部の可燃性蒸気を完全に除去し、地下貯蔵タンク及びその配管を撤去すること。

ロ 地形若しくは周囲の建物との位置関係等により保安上の支障が生じ、前号による処理方法を行うことが困難である場合については、地下貯蔵タンクは残留危険物を洗浄後、水又は砂を充填する措置を講じ、注入管の撤去又は注入口の密閉等危険物を地下貯蔵タンクに注入することが不可能となる措置を講ずること。

ハ 解体作業を行う者は、地下貯蔵タンクの鏡板前では作業をしないこと。

(その他)

第6条 この指針に定めるもののほか、製造所等廃止に関して特殊な事案が発生した場合については、廃止にあたっての作業等及び廃止後の火災予防措置を最重要条件として、支障が発生しないよう処理するものとする。

附則

(運用期日)

第1条 この指導指針は、令和6年10月1日から運用する